第百十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二条第十九項中「これらの規定に規定する者から紙巻たばこ三級品を譲り受けたと認められる者若しくは譲り受ける権利があると認められる者又は」を削り、「若しくは保管する」を「又は保管する」に、「第七十四条の五第一号イ」を「第七十四条の五第一号イ」に、「第百二十七条」を「第百二十八条」に、「第百二十九条」を「第百三十条」に、「同号イ中「製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）」とあるのは、「紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条第一項（たばこ税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）」を「同号ニ中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第百五条第一項（たばこ特別税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」に改める。

附則第百五条第十五項中「これらの規定に規定する者から紙巻たばこ三級品を譲り受けたと認められる者若しくは譲り受ける権利があると認められる者又は」を削り、「若しくは保管する」を「又は保管する」に、「第七十四条の五第一号イ」を「第七十四条の五第一号ニ」に、「同号イ」を「同号ニ」に、「第百二十七条」を「第百二十八条」に、「第百二十九条」を「第百三十条」に、「同号イ中「製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）」とあるのは、「紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第百五条第一項（たばこ特別税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）」を「同号ニ中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第百五条第一項（たばこ特別税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」に改める。

第百十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項（第七十条の七の四第十六項」を「第七十条の六の四第二十項、第七十条の七第三十五項及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第十八項」を「第七十条の六の四第二十項」に改める。

第百二十条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「連続式蒸留しようちゆう又は単式蒸留しようちゆう」を「連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適用に関する経過措置）

第百二十一条　旧酒税法の規定により発泡酒、甘味果実酒又はスピリッツとされていたもののうち、新酒税法の規定によりビール、果実酒又はブランデーとして分類される酒類については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（次項において「酒類業組合法」という。）第八十六条の五の規定によって行うべき表示は、平成三十年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

2　旧酒税法の規定によりその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒とされていたもののうち、新酒税法の規定により発泡酒として分類される酒類については、酒類業組合法第八十六条の五の規定によって行うべき表示は、平成三十六年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

（国民年金法等の一部改正）

第百二十二条　次に掲げる法律の規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第一項

二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項及び第十二条第一項

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第六条及び第九条第一項

四　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項

五　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項第一号

六　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第九条及び第十条第一項

七　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第十五条第一項

八　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項第一号

（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第百二十三条　前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法第三十六条の三第一項の規定は、平成三十一年八月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該障害基礎年金の支給停止については、なお従前の例による。

2　前条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童扶養手当法第九条第一項、前条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条及び前条（第六号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定は、それぞれ平成三十一年八月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による特別障害給付金（以下この項において「児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

3　前条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4　前条（第五号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例については、なお従前の例による。

5　前条（第八号に係る部分に限る。）の規定による改正後の政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月が平成三十一年における同号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除の特例について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例については、なお従前の例による。

（通関業法の一部改正）

第百二十四条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。